

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（支給に当たつて参酌すべき基準）

第二条の二 国は、災害が発生したときは、市町村が当該災害に係

る災害弔慰金の支給に当たつて参酌すべき基準を速やかに作成し、及び公表するものとする。

（準用規定）

第九条 第三条の二及び第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。

（準用規定）

第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。